

練馬区告示第 **398** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により特別区道路線の供用をつぎのように開始する。

なお、その関係図面は、令和8年8月5日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
練馬39	練馬区	石神井台 二丁目 1439番 1地先	変更前	7.31 から 9.76	52.70	—
	練馬区	石神井台 二丁目 1439番 1地先 まで	変更後	7.75 から 10.21	52.70	22.56

特別区道路線供用開始図

石神井台 二丁目 地内

縮尺 600分の1

